

鳥取県診療・検査医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県診療・検査医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、診療・検査医療機関（発熱患者への診療及び検査を行う医療機関として県が指定したものをいう。以下同じ。）が加入する労災給付上乗せ補償保険（被用者の労災事故について政府労災保険の上乗せ補償等を行う保険をいう。以下同じ。）のうち、国が制定した令和3年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金（令和3年4月9日厚生労働省発医政第0409第2号厚生労働事務次官通知による。以下「国補助金」という。）の補助対象とならない医療従事者（以下「国補助対象外医療従事者」という。）にかかる保険料の一部を県が補助し、医療現場で新型コロナウイルス感染症の感染リスクを負っている医療従事者を全般的に支援する体制を整備することにより、新型コロナウイルス感染症にかかる診療体制の拡充及び安定確保を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、労災給付上乗せ補償保険に加入する診療・検査医療機関に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の対象となる労災給付上乗せ補償保険は、国補助金と同様とし、その額は、国補助対象外医療従事者1人につき、年間保険料の2分の1（ただし、寄付金その他の収入額がある場合、これを控除した額とし、算出された額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）又は1,000円のいずれか低い方の額とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、令和3年9月30日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて行うこととし、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定及び交付額確定の通知は、様式第2号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第6条 規則第17条第1項の規定による実績報告は、第4条の申請書の提出をもって報告があったものとみなす。なお、実績報告後に保険料の返還があった場合や当該保険の解約を行った場合には、様式第1号により速やかに報告しなければならない。

(雑則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

年度鳥取県診療・検査医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援補助金
事業計画（実績報告）書

1 申請者の概要

医療機関名			
代表者氏名			
住所			
担当者連絡先	(所属) (電話)	(氏名) (メールアドレス)	

2 国補助対象外医療従事者及び加入保険

氏名	職	保険商品名	保険契約期間	保険料

3 他の補助金の活用

有 ・ 無 ※有の場合、下欄に記入すること。

他の補助金の名称	
補助事業の内容	
他の補助金の所管部署（団体）	
所管部署（団体）連絡先	

4 収支予算（決算）

(1) 収入 (単位：円)

区分	予算（決算）額	資金調達先
本補助金		
その他		
合計		

(2) 支出 (単位：円)

区分	予算（決算）額	負担区分	
		補助金	補助金以外
合計			

5 添付書類

- (1) 保険証券又は契約書の写し
- (2) 保険料の支出額が確認できるもの（領収書等の写し）
- (3) 労災給付上乗せ補償保険以外の本補助金の対象とならない特約等が付帯している場合は、その保険料が分かるもの（付保証明書等の写し）

様

鳥取県知事

印

年度鳥取県診療・検査医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援補助金
交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付で申請のあった鳥取県診療・検査医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- (1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円

2 交付額の確定

本補助金の確定額は、前記1の(2)の交付決定額のとおりとする。

3 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び鳥取県診療・検査医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援補助金交付要綱の規定に従わなければならない。